

新築・購入・借換・リフォーム  
皆さまの夢を応援します！！

# JA住宅ローン



変動金利  
一般団信

年 0.575%

【店頭標準金利年2.475%から全期間年▲1.900%引下げ】

変動金利  
三大疾病付

年 0.625%

【店頭標準金利年2.475%+0.1%（三大疾病保障特約の上乗せ金利）から全期間年▲1.950%引下げ】

上記の他、3・5・10年固定金利をご用意しております。  
JAネットバンクからの一部繰上げ返済手数料無料！

【引下げ金利の適用条件（以下の①～③全てに該当されるお客様）】

- ①1万円以上の出資金を新規に、または増資していただける方。
- ②当JAにて給与または農畜産物の販売代金の振り込みを指定されている方、または新たに指定される方。  
上記の振込条件を満たさない場合でも10万円以上のご出資により引下げ金利を適用します。
- ③JAカード、ネットバンク、公共料金1種目以上の全てをご契約されている方、または新たに契約される方。

※金利は金利情勢の変化等により、変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

※店頭金利および引下げ幅は毎月見直しを行います。

※お申込みにあたりまして、当JAの審査基準に満たない場合、ローンご利用のご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

※その他詳しくはお近くの支店窓口までお問合せください。

（2020年1月6日現在）

JAきみつ

検索

詳しくはJAのホームページまたはお近くの支店窓口まで

JAきみつ

<http://www.ja-kimitu.or.jp>

貞元支店	TEL0439-52-0014	周南支店	TEL0439-52-0118	周西支店	TEL0439-52-1231	小櫃支店	TEL0439-35-2511
久留里支店	TEL0439-27-3251	亀山支店	TEL0439-39-2111	小糸支店	TEL0439-32-2591	和支店	TEL0439-37-2511
平川支店	TEL0438-75-2251	袖ヶ浦支店	TEL0438-62-2231	大佐和支店	TEL0439-65-0038	津支店	TEL0439-87-2411
青堀支店	TEL0439-87-0717	天羽支店	TEL0439-67-0103	峰上支店	TEL0439-68-0004	本島支店	TEL0439-70-1137

[商品概要説明書]

商品タイプ	一般型(自己資金20%)	100%応援型	新築・購入コース
お使いみち	◎借入申込者またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象として、以下の必要な資金にご利用いただけます。		
お借入額	◎10万円以上5,000万円以内 融資限度額は、所要資金の80%以内かつ担保価額の範囲内となります。	◎10万円以上5,000万円以内 融資限度額は、お借入対象物件の担保評価額に保証料、長期火災共済(保険)掛金、仲介料、登記手数料、不動産取得税、消費税等住宅取得にかかる諸費用を加えた金額の範囲内となります。	◎10万円以上 5,000万円以内 ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持分比率の範囲内とします。詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。
お借入期間	3年以上35年以内		
ご利用いただける方	◎組合員または組合員となる資格を有する方 ◎お借入時の満年齢が20歳以上66歳未満の方で、最終返済時の満年齢(※)が80歳未満の方 ※最終返済時の満年齢が80歳以上となる方は、借入申込者と同居または同居予定の20歳以上のお子さまとの連帯債務(親子リレー返済)にさせていただく必要があります。 ◎原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方 ◎前年度税込年収が150万円以上ある方(一般型) ◎前年度税込年収が300万円以上ある方、ただし自営業の方は過去3年の各年の所得金額が300万円以上でかつJAが定める条件を満たしている方(100%応援型) ◎前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)(新築・購入コース) ◎団体信用生命共済に加入が認められた方 ◎当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方(別途保証料が必要) ◎その他、当JAが定める条件を満たしている方		
お借入利率	〔変動金利型〕 ◎変動金利を選択された期間中のお借入利率は、基準日(4月、10月の各1日)の当JAの基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6、12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 〔固定金利選択型〕 ◎固定金利を選択された期間中のお借入利率は変動しません。 ◎固定金利特約期間終了時、変動金利型に切り替えとなります。お申し出により、その時点の当JA所定の固定金利の特約を再度設定することが出来ます。 ※その際利率は当初借入時と異なる可能性があります。		
担保	◎お借入対象となる土地・建物に対して、第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 (担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。) ◎担保物件については、火災共済(保険)に加入いただき、共済(保険)金請求権に質権を設定させていただきます。		
保証	◎当JAが指定する保証機関(千葉県農業信用基金協会等)の保証をご利用いただけます(別途保証料が必要)。		
保証料	◎一括払い・分割払いのいずれかを選択することができます。 ①一括払い方式(【例】お借入金額1,000万円あたりの保証料) 千葉県農業信用基金協会の場合 ②分割払い方式 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただけます。 一般型は年0.10%~年0.20%、100%応援型は年0.10%~年0.40%、新築・購入コースは年0.10%~年0.40% 別途、一律保証料30,000円(一般型)、50,000円(100%応援型)をお支払いいただけます。		
ご返済方法	◎元利均等返済または元金均等返済のいずれかを選択することができます。 ◎毎月返済方式またはボーナス併用方式のいずれかを選択することができます。 (ボーナス併用方式の場合、ボーナス時返済分はお借入額の40%以内)		
手数料	◎事務取扱手数料・全額繰上返済手数料・一部繰上返済手数料・条件変更手数料等については、JA窓口までお問い合わせください。		
留意事項	※団体信用生命共済に加入していただきます(共済掛金はJAが負担します)。※審査の結果、ローン利用のご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。※ローン商品の詳しい内容については、店頭で説明書をご用意しております。※店頭にて返済額の試算を承っております。※引下げ後の金利適用期間中にご返済の滞りなどが発生した場合には引下げ後金利の適用を中止し、店頭金利に引き上げさせていただきます。※繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途、JA所定の手数料が必要となります。		

正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	
ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。
	告知	今までに、悪性新生物(上皮がん、皮膚がんを含みます)と診断されたことがある場合にはご加入いただくことはできません。健康状態を「団体信用生命共済被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されたと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※共済金額(借入金額)が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただけます。(健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。)
	保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時)となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入れ予定のJA窓口にお問い合わせください。
共済金のお支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者(JA)に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。※約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。	
	1. 死亡されたとき	
	2. 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき	
	3. 三大疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、以下の状態になられたとき	
	悪性新生物(がん)	保障期間内に、初めて所定の悪性新生物(上皮がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
共済金が支払われない場合	被共済者が次のいずれかに該当した場合、( )の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき(死亡共済金) ②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金) [ただし、お支払事由の発生が解除の原因となつた事実によらない場合には、支払われます。] ③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき(後遺障害共済金) ④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき(後遺障害共済金・三大疾病共済金) ⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき(死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金)	
	*上記[共済金のお支払い]事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。	
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明(要約)」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。		

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。